

豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、市内事業所に省エネ設備等の導入を行う中小企業等に対し、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業等に対し、省エネ設備等の導入に要する経費の一部を補助することにより、市内の事業活動におけるエネルギー消費量を削減しつつ生産性向上を図り、もって地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー診断 経済産業省資源エネルギー庁が実施する「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の交付を受ける事業者が実施する省エネルギー診断事業又は愛知県が実施する「伴走型省エネ診断」であって、事業所全体又は生産設備等のエネルギー使用状況等の調査及び分析を行い、次に掲げる事項が全て記載された報告書が作成されるものをいう。
 - ア 年間のエネルギー使用量及び年間の温室効果ガス排出量
 - イ エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に資する措置の内容
 - ウ 年間のエネルギー削減量、年間の温室効果ガス削減量及び年間のエネルギーコスト削減額
- (2) 省エネ設備等 当該事業所における、エネルギー効率の向上又はエネルギー転換により二酸化炭素排出量の削減に寄与する設備等をいう。ただし、太陽光発電設備又は売電を行う発電設備を除く。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる業務に応じて当該各号に定める従業員の規模以下の従業員の規模であるもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合
- (2) 前号に該当する法人において発行済株式若しくは出資の総数若しくは出資総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している法人又はその発行済株式若しくは出資総額の3分の2以上が大企業の所有に属している法人（みなし大企業）でないこと。
- (3) 豊橋市内に事業所が所在し、当該事業所に自らが使用する省エネ設備等を導入すること。
- (4) 豊橋市が徴収する税を滞納していないこと。
- (5) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

こと。

- (7) 暴力団員又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (8) 暴力団員又は暴力団関係者をその構成員に含む法人その他の団体でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- (10) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体であると市長が認める者でないこと。
- (11) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる細分類7661-バー、キャバレー、ナイトクラブでないこと。
- (12) その他市長が適当でないことと認める者でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 省エネルギー診断（補助金の交付の申請の日前3年以内にその報告書を受領したものに限り。）に基づき提案された省エネ設備等の導入であること。
 - (2) 同一の事業内容について、国、他の地方公共団体又は本市の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
 - (3) 令和8年4月15日以降に、補助対象事業に係る契約（工事請負契約等をいう。）を締結するものであること。
 - (4) 専ら事業の用に供する省エネ設備等の導入であり、居住の用に供する部分と共用するものでないこと。
- 2 補助対象事業の着手日は、工事請負契約の締結日又は注文請書の発行日とする。
- 3 補助対象事業の完了日は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日とする。
- (1) 領収書（前払金に係るものを除く。）に記載された領収の日
 - (2) 保証書に記載された保証期間の開始の日（補助対象となる省エネ設備等が複数あるときは、それらのうち最も遅い日）

（補助対象設備等）

第6条 補助金の交付の対象となる省エネ設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと。
- (2) 中古品でないこと。
- (3) 複数の事業者が共同で所有するものでないこと。
- (4) 補助事業者が自ら製造又は販売をするものでないこと。
- (5) 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）から取得したもの又は子会社間の売買等により取得したものでないこと。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の額）

第8条 補助対象経費に対する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 市長が補助対象経費と認める経費に対して別表第1に掲げる補助率により算出した額
 - (2) 補助限度額（申請1回当たり100万円）
- 2 次条第1項の規定による申請又は第12条第1項の規定による変更届に係る補助金の額が、予算の残額を超える場合、第10条第2項又は第12条第4項の規定により決定する補助金の額は当該予算の残額とする。

(交付申請)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとする場合、補助対象事業の着手日の14日前までに、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。
 - 3 補助金の申請は、1事業所につき同一年度内に1回を限度とする。
 - 4 第1項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、交付申請書と同様の情報を入力するとともに、交付申請書及び別表第2に掲げる書類を登録して送信する方法により行うことができる。

(交付決定)

- 第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、当該申請書に係る書類の審査を行い、必要に応じて現地調査の協力や提出書類の是正等(以下「現地調査等」という。)を補助事業者に求めることができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは速やかに交付の決定をし、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付決定通知書(様式第2。以下「交付決定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
 - 4 市長は、審査の結果、補助金を交付するのが不適当と認めたときは、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金不交付決定通知書(様式第3)により申請者に対し通知するものとする。

(着手)

- 第11条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知書を受けた後に事業に着手し、事業の実施等に当たっては交付決定通知書に記載の事項を遵守しなければならない。

(事業内容の変更等)

- 第12条 交付決定者は、事業の計画変更をする場合は、速やかに豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金計画変更届(様式第4。以下「変更届」という。)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、交付決定者は、計画変更により交付決定額を上回る補助金の交付申請をすることはできない。
- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出があった場合には、その内容の審査を行い、必要に応じて現地調査等を交付決定者に求めることができ、交付決定者はこれに協力しなければならない。
 - 3 市長は、補助内容の変更を適当と認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更決定通知書(様式第5)により交付決定者に通知するものとする。
 - 5 市長は、審査の結果、変更が不適当と認めたときは、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金変更不決定通知書(様式第6)により申請者に対し通知するものとする。
 - 6 第1項の規定による届出は、市長が指定する申請フォームに、変更届と同様の情報を入力するとともに、変更届及び別表第3に掲げる書類を登録して送信する方法により行うことができる。

(実績報告)

- 第13条 交付決定者は、令和9年1月15日又は補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金実績報告書(様式第7。以下「報告書」という。)に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、市長が指定する申請フォームに、報告書と同様の情報を入力するとともに、報告書及び別表第4に掲げる書類を登録して送信する方法により行うことができる。

(補助金の確定)

- 第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査を行い、必要に応じて現地調査等を交付決定者に求めることができ、交付決定者はこれに協力しなければならない。
- 2 市長は、実績報告を適当と認めたときは、補助金の交付金額を確定し、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付確定通知書(様式第8)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後に、これを行うものとする。
- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、豊橋市中小企業等省エネ設備導入支援補助金交付請求書(様式第9。以下「請求書」という。)に別表第5に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による請求は、市長が指定する申請フォームに、請求書と同様の情報を入力するとともに、請求書及び別表第5に掲げる書類を登録して送信する方法により行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第16条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととする。
- (1) 法令、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請、報告、施行等について不正の行為があったとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、市長は、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。
- 3 前項の規定により返還を命ずる額は、当該補助金の全部又は当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(建物附属設備における最長の耐用年数を上限とする。)(以下「耐用年数」という。)を月数に換算したのから、使用を開始した月の翌月1日から起算して算定した既で使用した月数を減じた期間に相当する補助額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)

(帳簿の備付け)

- 第17条 交付決定者は、当該事業の施行に関し必要な帳簿等を備え、整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条 交付決定者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分等」という。)てはならない(使用を開始した月から処分等までに当該財産の耐用年数に相当する期間が経過した場合、天災等の不可抗力による場合その他市長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。)
- 2 前項の処分等が行われた場合、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととする。
- 3 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、市長は、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。
- 4 前項の規定により返還を命ずる額は、第16条第3項の例による。

(加算金)

- 第19条 交付決定者は、第16条第2項又は第18条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、豊橋市補助金等交付規則第16条の規定により、加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。
- 2 令和9年3月31日以前にこの要綱の規定により申請のあった補助金の交付その他補助金に関する手続については、なお従前の例による。

別表第1（第7条・第8条関係）

補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備等費用 ・設置・工事費用 ・設計に要する費用 ・既存の設備等（補助対象設備等に係る既存の設備等に限る。）の撤去に要する費用 <p>※消費税及び地方消費税を除く ※補助対象事業に合わせてそれ以外の事業を行う場合で、補助対象経費とそれ以外の経費で不可分な経費がある場合は、当該経費を補助対象経費とそれ以外の経費で按分して補助対象経費を算出する</p>	<p>補助対象経費の1/2 ※1,000円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り捨てた額</p>

別表第2（第9条関係）

交付申請添付書類
<ul style="list-style-type: none"> a 省エネルギー診断の結果に係る報告書の写し b 補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し c 導入する省エネ設備等の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等）の写し d 導入する省エネ設備等の設置予定場所の現況のカラー写真 e 法人及び団体、協同組合にあつては、法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し f 個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し g 従業員数が確認できる書類の写し h 補助対象となる事業所が豊橋市内に所在していることが確認できる書類の写し（建物の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）や賃貸借契約書等。ただし、e又はfで補助対象となる事業所が豊橋市内に所在していることが確認できる場合は添付不要） i 自己の所有しない事業所等に補助対象設備等を設置する場合は、当該事業所等の所有者の承諾書 j その他市長が必要と認める書類

別表第3（第12条関係）

計画変更添付書類
<ul style="list-style-type: none"> a 契約書の写し b 導入する省エネ設備等の設置概要書（規格、全体配置図、据付図等）の写し c 導入する省エネ設備等の設置予定場所の現況のカラー写真 d その他市長が必要と認める書類 <p>※内容に変更がない場合は添付不要</p>

別表第4（第13条関係）

実績報告添付書類
a 契約書の写し
b 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し
c 補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し（a又はbで確認できる場合は添付不要）
d 導入した省エネ設備等の保証書の写し（保証書がない省エネ設備等の場合は省エネ設備等の納品書等の写し）
e 導入後の省エネ設備等の配置状況が確認できるカラー写真及び施工の様子がわかるカラー写真

別表第5（第15条関係）

交付請求添付書類
a 振込先の金融機関・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの（通帳等）の写し